

平成 23 年 第 6 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 23 年 6 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

午後 2 時 40 分閉会

開催場所 摂津市役所 新館 7 階 講堂

付議事件

議案番号	件 名	審議結果
50	摂津市社会教育委員委嘱の件	承認
51	摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件	承認
52	摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件	承認
53	摂津市体育指導委員委嘱の件	承認
54	摂津市指定有形文化財の指定の件	承認

出席者

委員 長	新庄慶昭	教 育 次 長 兼		教 育 政 策 課 長	若狭孝太郎
委員 長		次世代育成部長	馬 場 博	こども教育課長	小林 寿弘
職務代理者	溝口重雄	教育総務部長	登 阪 弘	教育推進課長	撰田 裕美
委 員	大矢優子	生涯学習部長	宮部 善隆	児童相談課長	北橋ひとみ
委 員	原田正文	次世代育成部次長		総務課長代理	安田 信吾
教 育 長	和島 剛	兼教育センター所長	前馬晋策	子育て支援課長代理	高田 邦明
		生涯学習部次長		教育政策課長代理	野本 憲宏
		兼文化スポーツ課長	布 川 博	こども教育課長代理	木下 伸記
		生涯学習部参事		安威川公民館長	岡本 治
		兼生涯学習課長	池上敦実	総務課総務係員	奥村 有理
		総 務 課 長	岩見賢一郎		
		子育て支援課長	大橋 徹之		

委員長	ただいまから、平成 23 年第 6 回教育委員会定例会を開催いたします。
	本日の署名委員は原田委員です。よろしく願いいたします。
	議案第 50 号「摂津市社会教育委員委嘱の件」を上程いたします。
	生涯学習課長から説明をお願いします。
生涯学習課長	議案第 50 号「摂津市社会教育委員委嘱の件」を別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。
	【以下議案書、参考資料等により説明あり】
委員長	何か質問等はございますか。
委員長職務代理者	この承認については、異議ございません。これを機会に、2、3 質問したいと思います。委員の構成についてですが、大きくは 3 分野、学校教育、社会教育関係、そして特に家庭教育の向上に資する活動を行う者の分野からということが平成 13 年度以降追加されました。従って、3 つの分野から 12 名の方が選ばれたという構成になっているかと思うのですが、そこで、バランスとしてこれでいいのかどうか、このような選出でいいのかどうか、特に、13 年にこのような部分を追加されたということは、社会背景といたしますか、そのような事情があったわけです。社会教育の分野でも、特に家庭教育ということが色々な面において問題になっています。社会教育委員についても、この分野で現に活動されている方を慎重に選びなさいと言うふうになっていると思いますが、そのような中で、これでいいのかどうかということが質問と意見で 1 点。まずこのことについての回答をどうぞ。
生涯学習課長	バランス的には学校教育者が 1 名、経験者が 3 名、家庭教育活動実践者が 1 名、あとは社会教育関係者という形になっております。今ご質問いただきました、家庭教育活動実践者につきましては 1 名ですけれども、今後次回の委嘱に向けて、社会教育関係者の方からバランス良く、本来であれば、子ども会育成連絡協議会につきましては、家庭実践の方でも該当するかと思っておりますので、次回の委嘱の際におきましてはバランス良く検討していきたいと思っております。
教育長	今、課長が言いましたが、私も溝口委員がおっしゃったこと、社

会教育委員の中に家庭教育活動実践者としてNPO 法人キッズポテトの代表の方が1名おられます。また、子ども会育成連絡協議会、PTA協議会等の代表の方がおられます。これらの方は、社会教育関係者として入っていただいておりますが、子育てとかそれ以外でどのような活動をされておられるのかを聞いておいたら今度、人選の際にバランスよくなると思います。これはこれで、バランス良くなっているのではないかと思います。

委員長職務代理者

その関係でいきますと、実態はよくわかりません。冒頭言おうかと思っていたのですが、12人のうち私が存じあげているのは4名です。従って、8名の方に関しましては、教育長以下信頼いたしております。ただ、そうではあるのだけれども、今言われるような2、3名の方がむしろ家庭教育向上に資する活動をなさっているのであれば、そのような分野から選んでいただければいいだけの話でありまして、私はわかりませんから、そのような面でアンバランスなのではないかということです。それから2点目、これは全く違いますが、組織のトップの方々への委嘱の努力をお願いしたいなと思います。例えば、国際交流協会ということであれば、元市長だと思えますが、それは無理だと思います。しかし、そのようなお方々につきましては、書記であったりします。それは、人格的にということを行っているわけではありません。社会教育法13条の補助金交付、これもお聞きしたいのですが、全体として社会教育分野の団体をどの程度把握されているか、そしてその中で補助対象になっている団体はいくつあるのか、特に補助対象については教育委員会は補助金を執行するにあたって意見聴取をしないといけません、となっております。その時に当該団体を少なくとも掌握されている方からヒアリングをするということが望まれると言ったところから私はトップなりナンバー2の人選がいいのではないかという意見です。全体の社会教育団体の数等はどうか。

生涯学習課長

今回の委嘱新任の方につきましては、団体推薦されました。この前任者につきましては、国際交流協会の事務局長をされていた方です。今後人選をしていく中で、トップの方々が見たいということは思うのですが、団体の事情等もあり今回は推薦ということになりました。この方につきましては、協会の会員ではございますが活躍されている方ということもあって提案させていただきました。

教育長

今、課長も言いましたが、団体から推薦されてきているということで色々な考え方があると思いますが、溝口委員のご意見も頭には入れますけれども、団体から推薦してもらうのにトップから準ずる方をお願いすると言う方がいいのか、それともこの社会教育委員として団体の方々が常に活動されているわけですから、その方の知識とか人格的なものを含めて団体が責任持って推薦してきたその方と比べたところで、あまりうちの方がお願いするといくのに、トップと準ずる人をとという言い方はなかなか言いにくい部分があると思います。そのような意見があったということを踏まえて、私は団体からの推薦でいいと思います。

委員長職務代理者

教育長がおっしゃるとおりで、実務上推薦依頼をして、ご推薦があった人を選ぶということが1つだと思います。ただ、私が申し上げました、掌握という点から言えばどうだろうかということも考えたいと思います。これは努力をしていただければ結構です。あと、3点目ですが、地域女性団体協議会がごさいます。これは、どのような活動をされて、どのような組織になっているのでしょうか。

生涯学習課長

この方の活動につきましては、社会教育関係者という形で各地域で女性関係の諸活動をされていて、公民館運営審議会にも入られておりますし、社会教育活動の中で活動されております。

教育長

女性団体連絡協議会と保健関係の活動をされる衛生婦人奉仕会があり一体となった活動をされていたように記憶しています。一方、衛生婦人奉仕会の会長さんを市会議員の方が務めておられたことがありますし、女性団体連絡協議会の会長を角田さんという方が以前されていたと思います。今の会長さんはわかりません。

委員長職務代理者

要は、この団体と私どもの地域の組織が関係しているのかどうかわかりませんが、私どもの地域の女性協議会であればこれは福祉、独居老人への食のサービス提供であるとか、あるいは介護のお手伝いであるとか、地域の福祉に置いた活動なのです。それは、広くとれば社会教育なのかもしれませんが、普通は違いうだろうと理解しております。そういった支部と申しますか、地域全体での地域教育協議会の繋がり、組織としてどうなっているのか、組織はないのかどうか、どうなのですか。

教育長	組織はしっかりしています。
委員長職務代理者	では、鳥飼支部とかあるのでしょうか。
教育長	今、十分にお答えすることができませんので、次回の教育委員会の時にお伝えします。
委員長職務代理者	2点目の全体の社会教育委員団体の数、あるいは交付団体の数も答弁がなかったと思いますので、次の時で結構です。
委員長	他に質問等はございますか。無いようでしたら、議案第50号「摂津市社会教育委員委嘱の件」について原案どおり承認いたします。 続きまして、議案第51号「摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件」を上程いたします。生涯学習課長から説明をお願いします。
生涯学習課長	議案第51号「摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。 【以下議案書、参考資料等により説明あり】
委員長	何か質問等はございますか。
委員長職務代理者	6名の方々これでもってお願いをしたいと思います。何の意義もございません。
委員長	議案第51号「摂津市文化財保護審議会委員委嘱の件」について原案どおり承認いたします。 続きまして、議案第52号「摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件」を上程いたします。安威川公民館長から説明をお願いします。
安威川公民館長	議案第52号「摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。 【以下議案書、参考資料等により説明あり】
委員長	何か質問等はございますか。無いようでしたら、議案第52号「摂津市公民館運営審議会委員委嘱の件」について原案どおり承認いた

します。

続きまして、議案第 53 号「摂津市体育指導委員委嘱の件」を上程いたします。文化スポーツ課長から説明をお願いします。

文化スポーツ課長 議案第 53 号「摂津市体育指導委員委嘱の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長 何か質問等はございますか。

大矢委員 感想なのですが、今井さんという方は非常に若い方でそのような若い方が入っていただけるということは非常にありがたく喜ばしいことだと思います。

委員長職務代理者 そうしますと定数は 34 名ということですね。現在一中から五中まで 5 校ありますね。校区単位で非常にバラつきがあります。今は 30 名ですので、残りの 4 名を何中に充当されるのかということが 1 点。2 点目は、30 名の委員、全体としての協議とかないのではないかと推測をしているのですが、ここの委員が各中学校で実技指導を中心に助言など進行していただいているのだと思います。

文化スポーツ課長 残り 4 名の校区割の件ですが、特別職の非常勤職員ということになりますけれども、なかばボランティアという形で動いていただいているということも多くございます。なかなか、お願いしてもすぐに委員受託を了解いただけないというのが現状でございます。そのような中で多少のバラつきがでてきているということも致し方ないかと思っております。できるだけバラつきがないようにと考えておりますけれども、今後少ないところもありますので、特にそちらの方を集中的にお願いしにあげる予定にしております。組織の中での活動、行動ということですが、ニュースポーツ、市民ハイキングに取り組んでいただいております、それぞれの割り当てとして校区ごとに、校区でまとまって取り組んでいただいております。全体の中で、校区ごとに動いていこう、推進していこうという考えを持っておりますので、将来的にはいろいろな形も考えられると思っておりますけれども、現在はそういった形で運営しております。

委員長職務代理者	そうしますと、決まっていなない4名の方については、現在少ない四中の4名を6名にするとかいうことではなく、要は決まったところの地域に担当しようということですか。4から9の開きがあるわけです。もちろん校区によってそういう開きがあってもやむ負えないのですが、この4名をどこの校区に配属するのかということですか。
文化スポーツ課長	具体的に申し上げますと、味生小学校区が非常に少ない状況です。特に、こちらの方でお願いできる方を探しております。
委員長職務代理者	地域全体での組織といいますか、会合といいますか、そのようなことはないのでしょうか。なぜ、このようなことを言うのかということ、ハイキングの説明もありましたが、摂津のスポーツの振興について、提言をするとか指導員が意見集約して、このような方向で進行してくださいとか、というような機関があるのかなということですか。聞いたかったです。
文化スポーツ課長	体育指導員の仕事といたしまして、指導助言をするというのが基本となっています。本市のスポーツ振興をどういう方向という文言といたしましては、スポーツ振興法の中にも載っておりません。
委員長職務代理者	公民館運営であるとか、図書館であるとか、その他の分野については、それぞれ審議会とかそういった機関があるじゃないですか。スポーツについても振興法には、はっきり審議会等を設けることができるか書いております。僕は、この分野でも、審議会がいいのか、合議制の機関がいいのか、内容が充実すればいいことですから、どちらでもいいのですが、体育指導委員にそこまで求めるのはいかがかなと、あくまでも指導委員は実技の指導助言がメインになってきます。地域全体の子どもたちの体力はこうであるとか、成人のスポーツはこのような分野があるとか、というようなことを専門的に検討していただきたいです。現行はないのですか。
教育長	詳しくは、この5中学校区の中でこの方々は全体で市の行事に参加するとか、各中学校区での子どもたちの実状に合わせて実践は組織としてはしています。きちりとしたものになっているかということ、そこまではまだ組織と一致していない。ただ、活動報告書がございしますので、また見ていただいたらと思います。事務局の方に、体育指導員の方から要望はないのですか。

文化スポーツ課長 おっしゃるとおりで第四中学校区が少ない人数ですので今後、第四中学校区に特に力を入れて対応させていただきたいと思えます。

委員長職務代理者 私も実際関わってまして、秋の体育祭あります。あれも、一年をとおして事務局は私の場合で言えば、AさんとNさんが5人の中でやっていただいています。今の人数ではとてもじゃないがものすごいしんどい、その足らざる部分が全部地域にくるわけです。当たり前なんですけれど、そのようなところから考えて数の充当を十分に考えてほしいなと思います。それから、地域全域にあたってのスポーツ振興を論ずる場ではないと思います。そういう当初からの役割を背負っておられません。それは、別途スポーツ振興法の18条にあります。それをなぜ作ってこなかったのかということをお願ひします。

教育長 体育指導委員というのは、実動部隊だと思っています。企画とかそういうものは、今までは教育委員会事務局の方で企画してやっていく、ただ意見を取るということは今後そういうことも含めてどういう形でいけるのかということ、社会教育委員会がいいのか、考えてみたいと思います。

委員長 他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第53号「摂津市体育指導委員委嘱の件」について原案どおり承認いたします。
続きまして、議案第54号「摂津市指定有形文化財の指定の件」を上程いたします。生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第54号「摂津市指定有形文化財の指定の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長 何か質問等はございますか。無いようでしたら、議案第54号「摂津市指定有形文化財の指定の件」について原案どおり承認いたします。続いて報告事項にうつります。事業実施に伴う奨励援助の件について総務課長から説明をお願いします。

総務課長 [事業実施に伴う奨励援助の件について報告あり]

委員長	何か質問等はございますか。
委員長職務代理者	①の催し物なのですが、何年か前に安藤忠雄先生がお見えになって公演を聞きに行った記憶があります。今回も、東日本大震災で委員をお務めになられて、かなり大胆なまちづくり構想を発表されておりますけれども、今回の10月1日と8日の講演の中身、講師がわかれば教えていただきたい。
生涯学習課長	今パンフレットがないので、内容を説明することができません。
委員長職務代理者	2点目に⑤の分ですが現在の組織、構成、会員数、トップはどなたになっているのか。在日の子どもたちとの交流なのか、いわゆる北と南の在日の子どもたちとの交流なのか、この文面ではよく読み取れないのですが。通常は、日本の子どもたちと在日の子どもたちの交流でなければおかしいわけです。
次世代育成部次長	摂津市在日外国人教育推進協議会につきましては、摂津市の教職員が会員で人数は資料は持っていませんが、市内の小中学校の校長が必ず代表者になっております。この事業の内容にございます、摂津市に住む在日韓国朝鮮人児童生徒は、本名を名乗ったり名のらなかつたりいろいろな児童がいます。在日の子が交流を図る場ではありますが、合わせてもちろん日本人の子たちが参加まではいきませんが、様子を見に来たり、教職員もきまして、いろいろな角度での交流も行っております。こういう機会もみながら、今回2月に行われる集いは、多様な形の国際交流となっております。
委員長職務代理者	交流ですから、在日の方々の国々、日本の伝統の文化をお互いに知るような場だと思います。在日の方の状況だけを聞くのではなく、日本の伝わっている文化であるとか、伝統であるとかこれをどのように伝えられたのかということを知りたいのです。
次世代育成部次長	いわゆる、マイノリティの文化というものだと考えております。日本の国ですから、圧倒的に日本文化がマジョリティになっているわけです。日常的にも、すべての教育活動において日本文化というものをあらゆる教科で教えていくわけです。小中学校に通う子どもたちの中で在日の子どももいるという状況で、国際交流の観点ももちろん必要ですが日常的に自分たちでなかなかできませんので、こ

のようなイベントのようなものから広めていくことで日常の日本の文化とさまざまな国の文化が交流しているのではないかと考えております。

委員長職務代理者 今年ではなくてもいいので、昨年にでも配布された資料があれば後でください。

委員長 よろしく申し上げます。では、その他に移ります。

教育政策課長 [以下、参考資料等により、(1)平成23年度5月までの問題行動等の件数について報告あり]

委員長 何か質問はございますか。続きまして、各課事業報告及び結果報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 [各課事業予定及び結果報告について説明あり]

委員長 何か質問ございますか。無いようでしたら、これで平成23年第6回定例会を終了いたします。ご苦勞様でした。